

組織運営規程細則

(総則)

第1条 この細則は、組織運営規程（平成23年規程第1号。以下「規程」という。）第54条の規定に基づき、センターに置く係及びその所掌事務等を定めることを目的とする。

(監査室に置く係)

第2条 監査室に、次の2係を置く。

監査第一係

監査第二係

2 監査第一係は、規程第7条第2項各号（監査第二係の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

3 監査第二係は、規程第7条第2項第1号に掲げる事務のうち、法律事務取扱規程第2条第3号の国選契約弁護士に支払う報酬及び費用の算定の監査に関する事務をつかさどる。

(本部企画部企画調整課に置く係)

第2条の2 本部企画部企画調整課に、次の1係を置く。

企画調整係

2 企画調整係は、規程第9条の6に掲げる事務をつかさどる。

(本部企画部DX推進室に置く係)

第2条の3 本部企画部DX推進室に、次の1係を置く。

DX推進係

2 DX推進係は、規程第9条の7に掲げる事務をつかさどる。(本部総務部総務課に置く係)

第3条 本部総務部総務課に、次の2係を置く。

総務第一係

総務第二係

2 総務第一係は、規程第12条第1号から第5号まで及び第12号から第19号までに掲げる事務をつかさどる。

3 総務第二係は、規程第12条第6号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

第3条の2 削除

(本部総務部人事課に置く係)

第4条 本部総務部人事課に、次の3係を置く。

人事第一係

人事第二係

人事第三係

- 2 人事第一係は、規程第13条第1号、第2号（職員の任免、服務、懲戒及びその他の人事に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。））、第6号、第8号（センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。）及び第10号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 人事第二係は、規程第13条第2号（職員の給与に関すること。）、第3号、第5号及び第8号（センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理に関すること。）に掲げる事務をつかさどる。
- 4 人事第三係は、規程第13条第2号（職員の研修及び表彰に関すること。）、第4号、第7号及び第9号に掲げる事務をつかさどる。

（本部総務部財務会計課に置く係）

第5条 本部総務部財務会計課に、次の3係を置く。

財務会計第一係

財務会計第二係

財務会計第三係

- 2 財務会計第一係は、規程第14条各号に掲げる事務のうち、主として第1号から第4号まで及び第12号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 財務会計第二係は、規程第14条各号に掲げる事務のうち、主として第4号から第6号まで及び第13号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 財務会計第三係は、規程第14条各号に掲げる事務のうち、主として第4号から第5号及び第7号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。

第6条 削除

（本部総務部情報システム管理課に置く係）

第7条 本部総務部情報システム管理課に、次の1係を置く。

情報システム管理係

- 2 情報システム管理係は、規程第16条各号に掲げる事務をつかさどる。

（本部総務部サービス推進室に置く係）

第8条 本部総務部サービス推進室に、次の1係を置く。

サービス推進係

- 2 サービス推進係は、規程第17条各号に掲げる事務をつかさどる。

（本部総務部法務室に置く係）

第9条 本部総務部法務室に、次の1係を置く。

法務係

- 2 法務係は、規程第18条各号に掲げる事務をつかさどる。

（本部総務部広報・調査室に置く係）

第10条 本部総務部広報・調査室に、次の1係を置く。

広報・調査係

- 2 広報・調査係は、規程第19条各号に掲げる事務をつかさどる。

第11条 削除

(本部第一事業部情報提供課に置く係)

第12条 本部第一事業部情報提供課に、次の2係を置く。

情報提供第一係

情報提供第二係

- 2 情報提供第一係は、規程第23条第1号から第3号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 情報提供第二係は、規程第23条第4号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

(本部第一事業部民事法律扶助課に置く係)

第13条 本部第一事業部民事法律扶助課に、次の4係を置く。

民事法律扶助第一係

民事法律扶助第二係

民事法律扶助第三係

民事法律扶助第四係

- 2 民事法律扶助第一係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第1号、第4号、第6号、第7号及び第12号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 民事法律扶助第二係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第4号、第8号から第11号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 民事法律扶助第三係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第2号(民事法律扶助第四係の所掌に属するものを除く。)、第3号、第5号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 民事法律扶助第四係は、規程第24条各号に掲げる事務のうち、主として第2号(立替金の償還免除の承認に関するものに限る。)に掲げる事務をつかさどる。

第14条 削除

(本部第二事業部国選弁護課に置く係)

第15条 本部第二事業部国選弁護課に、次の4係を置く。

国選弁護第一係

国選弁護第二係

国選弁護第三係

国選弁護第四係

- 2 国選弁護第一係は、規程第28条各号に掲げる事務のうち、主として第2号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 国選弁護第二係は、規程第28条各号に掲げる事務のうち、主として第1号、第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 国選弁護第三係は、主として規程第28条第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 国選弁護第四係は、主として規程第28条第6号に掲げる事務をつかさどる。

(本部第二事業部犯罪被害者支援課に置く係)

第16条 本部第二事業部犯罪被害者支援課に、次の2係を置く。

犯罪被害者支援第一係

犯罪被害者支援第二係

- 2 犯罪被害者支援第一係は、規程第29条第1号、第2号、第6号及び第8号から第10号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 犯罪被害者支援第二係は、規程第29条第3号から第5号まで、第7号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。（本部第二事業部受託業務室に置く係）

第17条 本部第二事業部受託業務室に、次の1係を置く。

受託業務係

- 2 受託業務係は、規程第30条各号に掲げる事務をつかさどる。
（本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課に置く係）

第18条 本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課に、次の2係を置く。

常勤弁護士総合企画第一係

常勤弁護士総合企画第二係

- 2 常勤弁護士総合企画第一係は、規程第33条各号に掲げる事務のうち、主として第1号（常勤弁護士等の研修に関するものを除く。）、第2号（司法過疎地域事務所の設置に関することに限る。）及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 常勤弁護士総合企画第二係は、規程第33条各号に掲げる事務のうち、主として第1号（常勤弁護士総合企画第一係の所掌に属するものを除く。）、第2号（常勤弁護士総合企画第一係の所掌に属するものを除く。）及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

第19条 削除

（本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士業務支援室に置く係）

第20条 本部常勤弁護士総合企画部常勤弁護士業務支援室に、次の1係を置く。

常勤弁護士業務支援係

- 2 常勤弁護士業務支援係は、規程第35条に掲げる事務をつかさどる。
（係長等）

第21条 係に、それぞれ係長を置くことができる。

- 2 監査室長又は本部事務局長が指定する係に、主任を置くことができる。
- 3 係長及び主任は、命を受け、係の事務を処理する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第9号）

この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第11号）

この細則は、平成21年8月3日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第12号）

この細則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第3号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第10号）
この細則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第3号）
（施行期日等）

この細則は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う契約事務取扱細則等の一部を改正する細則は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第5号）
この細則は、平成23年6月20日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第3号）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第1号）
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第4号）
この細則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第6号）
この細則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第11号）
この細則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第7号）
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第12号）
この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第7号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第16号）
この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第6号）
この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和4年細則第2号）
この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年細則第10号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。